○農林水産省告示第二百九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年二月十日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　鳥取県鳥取市洞谷字石ケ谷奥一一一の一、一一二、一一二の一、一一三、一一四の一、一一四の三、八五五、字石ケ谷八五六の一・八五六の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県庁及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年二月十日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　広島県庄原市高野町南字殿丸五〇六九の一、五〇六九の二、五〇七四から五〇七六まで、五〇八八の二、五〇九三、字金輪谷五一二二、字保久里五一四一から五一四三まで、五一四四の一、五一四四の三、五一四六、五一四八、五一四九の一、五一四九の二

二　指定の目的　水源の涵養

○農林水産省・環境省告示第一号

遺伝子組換え生物等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成十五年法律第九十七号）第四条第一項の規定に基づき、平成二十七年一月三十日付けをもって次の第一種使用規程の承認をしたので、同法第八条の規定に基づき告示する。

平成二十七年二月十日

農林水産大臣　西川　公也

環境大臣　望月　義夫

承認番号　15―46Ｐ―0001

承認を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	日本モンサント株式会社 代表取締役社長　山根精一郎 東京都中央区銀座四丁目10番10号

承認を受けた第一種使用規程

遺伝子組換え生物等の種類の名称	除草剤ジカンバ及びグルホシネート耐性ワタ（改変*dmo, bar, Gossypium hirsutum* L.）（MON88701，OECD UI：MON―88701―3）
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の内容	食用又は飼料用に供するための使用、加工、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の方法	―

承認番号　15―46Ｐ―0002

承認を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	日本モンサント株式会社 代表取締役社長　山根精一郎 東京都中央区銀座四丁目10番10号

承認を受けた第一種使用規程

遺伝子組換え生物等の種類の名称	除草剤ジカンバ、グルホシネート及びグリホサート耐性並びにチョウ目害虫抵抗性ワタ（改変*dmo, bar,* 改変*cp4 epsps,* 改変*cry1Ac,* 改変*cry2Ab2, Gossypium hirsutum* L.）（MON88701×15985×MON88913，OECD UI：MON―88701―3×MON―15985―7×MON―88913―8）（MON88701、15985及びMON88913それぞれへの導入遺伝子の組合せを有するものであって当該ワタから分離した後代系統のもの（既に第一種使用規程の承認を受けたものを除く。）を含む。）
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の内容	食用又は飼料用に供するための使用、加工、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の方法	―

承認番号　15―46Ｐ―0003

承認を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	日本モンサント株式会社 代表取締役社長　山根精一郎 東京都中央区銀座四丁目10番10号

承認を受けた第一種使用規程

遺伝子組換え生物等の種類の名称	除草剤ジカンバ、グルホシネート及びグリホサート耐性ワタ（改変*dmo, bar,* 改変*cp4 epsps, Gossypium hirsutum* L.）（MON88701×MON88913，OECD UI：MON―88701―3×MON―88913―8）